(イ)　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
(ウ)　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者。
(エ)　監督又は検査に際し、職務の執行を妨げた者。
(オ)　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
(カ)　その他、当社に損害を与えた者。

エ　前号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。
なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他次に掲げる者であること。
(ア)　日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。
(イ)　日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。
(ウ)　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。

②　申込書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、東京都内において、日本郵政グループ各社により競争参加(指名)停止、国土交通省関東地方整備局又は東京都から指名停止を受けている者。

⑵　単体及び共同企業体の代表者に求める要件

①　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知（競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から１年７か月前までの日を審査基準日とするもので、かつ最新のものであること。）が建築一式1,320点以上であること。

②　建築基準法第88条第１項に規定する工作物及び建築基準法第85条第５項に規定する仮設建築物並びに工場、車庫、倉庫及び市場等の建物用途を除く建物で、平成18年度以降に元請けとして完成した以下の全ての要件を満たす工事の施工実績を有すること。

ア　次の(ア)かつ(イ)の施工実績（別件工事でも可とする。）を有すること。
(ア)　鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、地上11階建て以上かつ延床面積が17,000㎡以上の建物の解体工事。
(イ)　人口集中地区（※）において、鉄道会社の営業線近接工事に該当する工事に該当する工事で、延床面積が17,000㎡以上の新築工事、増築工事又は解体工事。ただし、営業線近接工事に、地中部函体との近接工事は含めないものとする。

イ　解体工事は、新築工事等に包含された工事を含み、躯体、外装のほか内装の解体を含む工事であること。

ウ　施工実績において、複合構造の建物の場合、要件とした構造の部分が要件とした階数及び床面積を満たすこと。

エ　施工実績において、同一敷地内で複数棟の場合、延床面積については、複数棟の合計面積でよいものとし、階数については、主たる棟が要件とした階数を満たしていること。

※人口集中地区とは、原則として人口密度が１平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域をいい、平成22年国勢調査人口集中地区境界図に基づくものとする。また、国外による実績の場合は、国内の人口集中地区と同等以上と見込まれる地区とする。

③　次に掲げる要件を満たす建設業法の建設工事業に係る主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者をいう。

イ　建築基準法第88条第１項に規定する工作物及び建築基準法第85条第５項に規定する仮設建築物並びに工場、車庫、倉庫及び市場等の建物用途を除く建物で、平成18年度以降に完成した、次の要件を満たす工事を３か月以上経験した者。なお、この経験した工事は会社の施工実績と異なってもよい。
・鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、地上11階建て以上かつ延床面積が10,000㎡以上の建物の解体工事（新築工事等で包含された解体工事を含む。）。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　主任技術者又は監理技術者にあっては、申込書の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、申込書の提出期限日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員に求める要件

①　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知（競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から１年７か月前までの日を審査基準日とするもので、かつ最新のものであること。）が建築一式1,320点以上であること。

②　建築基準法第88条第１項に規定する工作物及び建築基準法第85条第５項に規定する仮設建築物並びに工場、車庫、倉庫及び市場等の建物用途を除く建物で、平成18年度以降に元請けとして完成した以下の全ての要件を満たす工事の施工実績を有すること。

ア　次の(ア)かつ(イ)の施工実績（別件工事でも可とする。）を有すること。
(ア)　鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、地上11階建て以上かつ延床面積が8,500㎡以上の建物の解体工事。
(イ)　人口集中地区において、鉄道会社の営業線近接工事に該当する工事に該当する工事で、延床面積が17,000㎡以上の新築工事、増築工事又は解体工事。ただし、営業線近接工事に、地中部函体との近接工事は含めないものとする。

イ　解体工事は、新築工事等に包含された工事を含み、躯体、外装のほか内装の解体を含む工事であること。

ウ　施工実績において、複合構造の建物の場合、要件とした構造の部分が要件とした階数及び床面積を満たすこと。

エ　施工実績において、同一敷地内で複数棟の場合、延床面積については、複数棟の合計面積でよいものとし、階数については、主たる棟が要件とした階数を満たしていること。

③　次に掲げる要件を満たす建設業法の建設工事業に係る主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者をいう。

イ　建築基準法第88条第１項に規定する工作物及び建築基準法第85条第５項に規定する仮設建築物並びに工場、車庫、倉庫及び市場等の建物用途を除く建物で、平成18年度以降に完成した、次の要件を満たす工事を３か月以上経験した者。
なお、この経験した工事は会社の施工実績と異なってもよい。
・鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、地上11階建て以上かつ延床面積が8,500㎡以上の建物の解体工事（新築工事等で包含された解体工事を含む。）。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。